

## 特定投資家制度について

### 特定投資家制度の概要

金融商品取引法では、投資家を特定投資家と一般投資家とに区分しています。

特定投資家はいわゆるプロの投資家として、金融商品に対する十分な知識、経験や、財産、リスク管理能力等を有していると考えられることなどから、金融商品取引業者が特定投資家向けに金融商品の販売・勧誘等を行う際には、金融商品取引法に基づく行為規制の一部が適用除外とされる制度です。

### 投資家区分について

金融商品取引法では、下記の通り、「特定投資家（プロ）」と「一般投資家（アマ）」の区分があります。

投資家区分	対 象	移行可否
特定投資家	(1) <ul style="list-style-type: none"> <li>適格機関投資家</li> <li>国</li> <li>日本銀行</li> </ul>	移行はできません
	(2) <ul style="list-style-type: none"> <li>特殊法人、独立行政法人</li> <li>投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、特定目的会社、金融商品取引業者、特例業務届出者、外国法人</li> <li>金融商品取引所に上場されている株式の発行者である会社</li> <li>資本金が5億円以上の株式会社</li> </ul>	一定の手続きを経れば、一般投資家へ移行可能です <ul style="list-style-type: none"> <li>書面による申請</li> <li>契約の種類毎</li> <li>一般投資家となった場合の効力は申し出があるまで有効</li> </ul>
一般投資家	(3) <ul style="list-style-type: none"> <li>特定投資家に該当しない法人</li> <li>匿名組合の営業者、民法組合の業務執行組合員又は有限責任事業組合の重要な業務執行決定に関与し自ら執行する組合員である個人（出資合計額3億円以上の組合、全組合員の同意取得が要件）</li> <li>以下の要件のいずれかに該当する個人 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次のすべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、純資産の合計額が3億円以上と見込まれること。</li> <li>(ii) 取引の状況その他の事情から合理的に</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	一定の手続きを経れば、特定投資家へ移行可能です <ul style="list-style-type: none"> <li>書面による申請</li> <li>契約の種類毎</li> <li>特定投資家となった場合の効力は1年更新 <ul style="list-style-type: none"> <li>※申し出によりいつでも一般投資家に戻れます</li> </ul> </li> </ul>

		<p>判断して、投資性のある金融資産の合計額が3億円以上と見込まれること。</p> <p>(iii) 最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から1年を経過していること。</p> <p>② 次のいずれかに該当し、かつ①(iii)に該当すること</p> <p>(i) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、純資産の合計額が5億円以上と見込まれること。</p> <p>(ii) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、投資性のある金融資産の合計額が5億円以上と見込まれること。</p> <p>(iii) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、前年の収入が1億円以上と見込まれること。</p> <p>③ 承諾日前1年間における1月当たりの証券・デリバティブに関する取引契約等の平均的な契約件数が4件以上である場合において①(i)又は(ii)に該当し、かつ、①(iii)に該当すること</p> <p>④ 特定の知識経験を有する者で、次のいずれかに該当し、かつ、①(iii)に該当すること</p> <p>(i) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、純資産の合計額が1億円以上と見込まれること。</p> <p>(ii) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、投資性のある金融資産の合計額が1億円以上と見込まれること。</p> <p>(iii) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、前年の収入が1千万円以上と見込まれること。</p>	
	(4)	(3) の個人を除く個人顧客	移行はできません

## 契約の種類

特定投資家から一般投資家へ及び一般投資家から特定投資家への移行は、契約の種類毎に行われます。契約の種類は、「①有価証券に関する契約」、「②デリバティブ取引に関する契約」、「③投資顧問契約」、「④投資一任契約」がありますが、弊社では、「①有価証券に関する契約」が対象となります。

## 特定投資家に対する行為規制の適用除外（金融商品取引法第 45 条）

次の行為規制等は、特定投資家には適用しないこととされていますので、十分にご注意ください。

- ・ 広告等の規制（法第 37 条）
- ・ 不招請勧誘（法第 38 条第 4 号）
- ・ 顧客の勧誘受諾意思確認義務（法第 38 条第 5 号）
- ・ 再勧誘の禁止（法第 38 条第 6 号）
- ・ 適合性の原則等（法第 40 条第 1 号）
- ・ 取引態様の事前説明義務（法第 37 条の 2）
- ・ 契約締結前の書面の交付（法第 37 条の 3）
- ・ 契約締結時の書面の交付（法第 37 条の 4）
- ・ 書面による解除（法第 37 条の 6）

（上記がすべてはありません）

## 移行手続きについて

弊社では、「特定投資家」の方に対しましても「一般投資家」と同等のサービス内容でお取引機会を提供させていただく方針です。また、「一般投資家」から「特定投資家」への移行をご希望されるお客様に対しましても、弊社では投資家保護の観点から、「一般投資家」から「特定投資家」への移行を認めない方針です。予めご了承ください。

なお、本件に関するお問い合わせは、下記、連絡先あてにお問い合わせください。

AG クラウドファンディング株式会社  
コンプライアンス部  
03-5730-0511